

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿松会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定により役員、評議員及びその他の委員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第21条に定める理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第8条に定める評議員をいう。
- 三 その他の委員等とは、定款第6条に定める評議員選任・解任委員会委員及び定款、諸規程に基づき会議等に出席する委員をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、毎年度予算で定める範囲内で別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、当該役員が同一日であつ同一施設内で開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

- 2 理事長及び理事が命を受けて次の各号に掲げる業務に従事した場合には、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
 - 一 本法人が実施する入札に立会った場合
 - 二 本法人が開催する入居検討委員会に出席した場合
 - 三 その他本法人運営業務に従事した場合
- 3 監事が本法人及び本法人の運営する施設の監査業務に従事したとき、及び行政庁が行う指導検査に立ち会った場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、毎年度予算で定める範囲内で別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、当該評議員が同一日であつ同一施設内で開催された理事会に出席したときは、理事会に係る報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

- 2 評議員が理事長の命を受けて次の各号に掲げる業務に従事した場合には、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
 - 一 本法人が実施する入札に立会った場合
 - 二 本法人が開催する入居検討委員会に出席した場合
 - 三 その他本法人運営業務に従事した場合
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

(その他の委員等の報酬)

第5条 その他の委員等の報酬は、第3条及び第4条に準ずるものとする。

(出張の報酬等)

第6条 役員及び評議員が、法人の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 交通費は、実費を支給する。
- 3 本法人業務の遂行に必要な経費を支給することができる。

- 4 交通費は実情を考慮して増額することができる。
- 5 交通費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 この規程は、施設の職員を兼務する理事には適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の審議を経て、評議員会の決議より行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から実施する。

別表1

業 務 内 容	報 酬	実 費 弁 償
理 事 会 出 席	<u>5,000円</u>	2,000円
評 議 員 会 出 席	<u>5,000円</u>	2,000円

別表2

業 務 遂 行 者	報 酬	実 費 弁 償
理 事 長	5,000円	2,000円
役 員 及 び 評 議 員	5,000円	2,000円

別表3

交 通 費	宿 泊 費	報 酬 (1日)	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費